

離婚後共同親権の導入に関し慎重な議論を求める意見書

政府は3月8日、離婚後の共同親権の導入を柱とする民法などの改正案を閣議決定した。離婚後は父母のどちらかが親権を持つ現在の「単独親権」から、離婚後も父母双方に親権を認める「共同親権」が原則になり、父母の協議で共同親権か単独親権かを決めるとして、合意できない場合は家庭裁判所が判断する。共同親権となった場合、子どもの重要事項についての決定に別居親の許可が必要になる。

共同親権の導入には、DV 被害者や子どもやその支援者、有識者などから「加害者が親権を得ることで DV や虐待が継続してしまう」等の懸念が示されている。家庭裁判所が「DV や虐待の恐れがある」と判断した場合は単独親権にできるが、それを立証するのは容易ではなく、家庭裁判所の体制も十分とは言えない。また、要綱案を議論した法制審議会でも、異例にも最後まで反対意見が出され、行政や福祉の充実した支援を求める附帯決議もつけられた。「子どもの最善の利益」が、民法改正の大前提である。

よって町田市議会は、政府に対し、子どもに新たな不利益をもたらすことが万が一にもないよう、離婚後共同親権の導入について、拙速に行うことなく慎重な議論を重ねていただくことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。